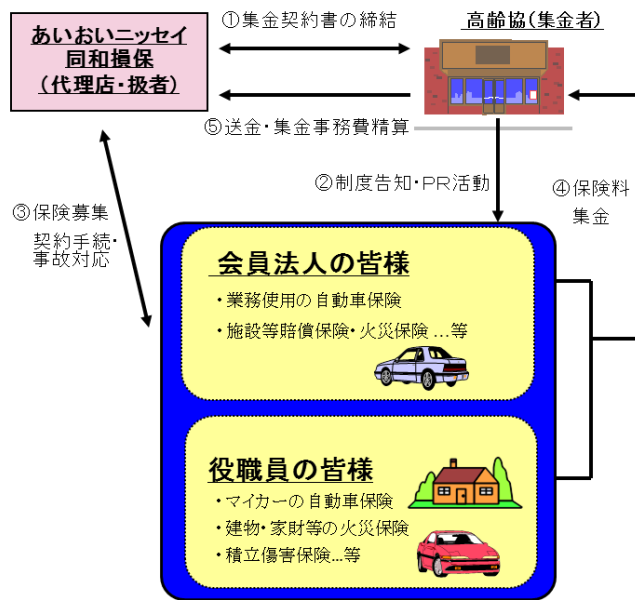


事業紹介① かながわ高齢協専用の損害保険集団扱い制度をご案内いたします

集団扱制度とは、高齢協が保険料の集金を行うことで、高齢協会員法人およびその役職員の皆様が、一般よりも有利な条件で、自動車保険・火災保険・賠償責任保険・労災総合保険等の損害保険にご加入いただける制度です。



●ご契約者・被保険者・車両所有者の範囲について

- (1)ご契約者
- ・高齢協の構成員(会員企業)
 - ・高齢協または会員法人に勤務する方(役員、職員の皆様)
 - ・高齢協自身
- (2)記名被保険者
次のうちいずれか1名とします。
- ・ご契約者本人
 - ・ご契約者の配偶者
 - ・ご契約者またはその配偶者の同居の親族
 - ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族
- (3)自動車保険の対象自動車
次のいずれかの方が所有するすべての用途・車種の自動車
- ・ご契約者本人
 - ・ご契約者の配偶者
 - ・ご契約者またはその配偶者の同居の親族
 - ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

高齢協会員法人とその役職員の皆様のメリット

◆保険料がオトク!

一括払は一般の一時払でご加入するより「**5%割安**※」、月払は「**分割割増なし**」でご加入できます。

◆加入手続時に保険料のご用意は不要!

※一部種目によっては制限がございます。

ご契約時に保険料を準備する必要がなく、キャッシュレスでの契約が可能です。保険料の払込みは原則2か月後に指定口座より引落しとなります。

◆自動車保険の割引の継承もOK!

現在ご利用の保険から集団扱に切替えても、一定の条件を満たす場合、無事故による割引(ノンフリート等級別料率)や長期優良契約割引は継承できます。あいおいニッセイ同和損保以外の保険会社(JA共済および一定の条件を満たす他の共済を含みます)から切替えても一定の条件を満たす場合、無事故による割引は継承できます。

事業紹介② かながわ高齢協専用の「確定拠出年金プラン(401k)」をご用意しております

神奈川県高齢者福祉施設協議会の確定拠出年金(401k)プランとは

- 神奈川県高齢者福祉施設協議会は会員の皆様の福利厚生を図る目的で、退職金・年金制度(確定拠出年金401kプラン)をご用意しております。
- 確定拠出年金とは、事業主が職員のために掛金を拠出し、それを職員個々人が商品を選らんで運用していく退職金・年金制度で、かながわ高齢協および運営管理機関が確定拠出年金法に基づき制度の運営にあたります。
- この確定拠出年金プランは個々に加入するよりも割安な手数料で加入でき、事務負担も軽減された仕組みです。会員間の情報共有化も図れ、福利厚生制度の充実により優秀な人材確保にもつながる退職金制度です。
- また、事業主が拠出する毎月の掛金とは別に、希望する職員が給与天引きで掛金を上乗せすることも可能です(マッチング拠出)。職員の掛金は、全額が所得控除の対象ですので、税制優遇を受けつつ、各々のライフプランに合わせた老後の資産準備の一助となります。



是非お気軽にお問い合わせ下さい